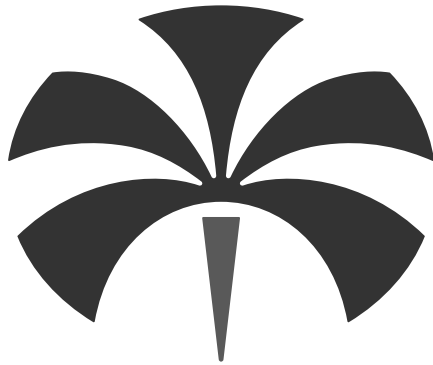


2024 年度入学生用
(令和 6 年度)

文学研究科要覧

教育目的・履修要項など



大阪公立大学大学院文学研究科

この『文学研究科要覧』は、2024 年度入学生を対象とします。
2024 年度入学生は、この『文学研究科要覧』を修了まで適用するので、大切に保管してください。

※在学中に変更することもあります。変更点は、学生ポータル（UNIPA）にて掲示するので常に確認してください。

目次

I. 文学研究科の教育理念・目的・目標	1
---------------------	---

II. 履修要項

1. 専攻・専門分野（専修）等の名称、入学定員、修了時の学位	4
2. 学年・学期・授業期間等	4
3. 授業時間	5
4. 授業科目の種類	5
5. 授業科目の単位、単位制	6
6. 履修課程と履修上の注意	6
7. 科目ナンバリングのルール	8
8. 履修登録	9
9. 成績評価・試験	10
10. 成績評語と GPA 制度	10
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）	11
12. 定期試験受験心得	11
13. 成績評価についての異議申立	12
14. 休講・欠席	13
15. 他大学の大学院での授業科目の履修	15
16. 長期履修制度の利用	15
17. 前期終了時の修了	16
18. 年限短縮	16
19. 学籍	16
20. 修学上の配慮・支援	18
21. 転研究科・転専攻・転専門分野（専修）	18
22. 研究指導教員の決定と研究指導の方法	18
23. 修了要件	22
24. 文学研究科専門科目表	28
25. 学位論文と学位授与申請	41
26. 教育職員免許状の取得	45
27. 学芸員資格	46
28. 専門社会調査士および社会調査士申請資格	47

III. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範	48
---	----

I. 文学研究科の教育理念・目的・目標

■教育理念

- ・人文科学・行動科学の方法や考え方を通して人間、社会、文化、言語の諸事象とそこに内在する普遍性を探究する。
- ・人間、社会、都市、文化をとりまく今日的課題の解決に貢献し得る人文科学・行動科学の構築をめざす。
- ・先端的研究成果をグローバルな視野から情報発信できる国際的競争力を備えた最高水準の教育・研究をめざす。

■教育目的

高度知識基盤社会がグローバルに広がる現代世界において、自身の価値と可能性への認識と、あらゆる他者への尊重を基にした多様な人々との協働によって、一人ひとりの豊かな人生を切り開くとともに、持続可能な社会創造に貢献しうる人づくりをめざす。

[各専攻の教育目的]

・哲学歴史学専攻

人間の社会と文化の構造・発展を明らかにし、人間のあり方を歴史と文化のなかに追求するため、人間文化の基礎を研究する哲学と歴史学を統合して、人間の社会とその文化の本質と普遍的価値、さらにその変容を明らかにすることを目指し、専門分野への深い知識に加えて、関連分野にも視野を広げられる研究者、広い知識と教養をもった専門職業人を養成する。

・人間行動学専攻

人間行動の特性や人間と社会および文化の関係を、とくに社会問題、教育問題や文化摩擦など現代社会が抱える諸問題を視野に入れて、学際的に捉えるため、フィールドワークや実験という行動科学の方法論を基礎に、実証的なデータに基づく分析と理解や理論化を重視した人間行動に関する実証的な研究方法を修得することによって、現実の社会や人間を客観的に観察する能力を涵養し、研究職のみならず、高度な専門的知識と技術をもった人を養成する。

・言語文化学専攻

言語にかかわる文化現象の諸領域、すなわち、言語学、文学、文化学およびその関連領域を、言語を通じて根源的に解明するため、従来の言語単位の専門分野と、言語応用学という言語横断的分野とを合わせて学修するとともに、さらに西洋古典学、エリアスタディーズなどの分野をも含めた総合的な言語文化学を修得し、鋭い言語感覚と言語運用能力を備えて、研究者、専門職業人を問わず国際社会において活躍し得る人を養成する。

- ・文化構想学専攻

さまざまな文化や文化的事象を、社会的実践の場において積極的に活用することで文化のもつ力をさらに高めるとともに、現代社会が抱える諸課題の解決に資する文化を主導的に構想するため、新たな文化の創出、比較文化的・多文化共生的な認識、文化の応用的・実践的活用のそれぞれにたいする専門的知見を併せ持ちながら、文化や文化的事象をさまざまな課題解決に活用することができる能力を修得し、研究者、専門職業人のいずれの進路においても、文化の活用を理論と実践の双方で牽引できる人を養成する。

■教育目標

[博士前期課程]

- ・人文科学や行動科学の分野において、先端的知識と方法を身につけ、独創的研究をみずから行いうる研究者を養成する。
- ・地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えうる高度専門職業人を養成する。
- ・生涯学習への意欲をもち、人間、社会、文化、言語にたいする深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことのできる高度教養人を養成する。

哲学歴史学専攻では、以下の能力を修得させる。

- ・哲学歴史学の分野において、先端的知識と方法を身につけ、独創的研究をみずから行うことができる。
- ・哲学歴史学の立場から、地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えることができる。
- ・生涯学習への意欲をもち、哲学歴史学にたいする深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことができる。

人間行動学専攻では、以下の能力を修得させる。

- ・人間行動学の分野において、先端的知識と方法を身につけ、独創的研究をみずから行うことができる。
- ・人間行動学の立場から、地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えることができる。
- ・生涯学習への意欲をもち、人間行動学にたいする深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことができる。

言語文化学専攻では、以下の能力を修得させる。

- ・言語文化学の分野において、先端的知識と方法を身につけ、独創的研究をみずから行うことができる。

- ・言語文化学の立場から、地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に
応えることができる。
- ・生涯学習への意欲をもち、言語文化学にたいする深い理解を通して、国際社会・地域
社会においてさまざまな文化的活動を担うことができる。

文化構想学専攻では、以下の能力を修得させる。

- ・文化構想学の分野において、先端的知识と方法を身につけ、独創的研究をみずから行
うことができる。
- ・文化構想学の立場から、地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に
応えることができる。
- ・生涯学習への意欲をもち、文化構想学にたいする深い理解を通して、国際社会・地域
社会においてさまざまな文化的活動を担うことができる。

[博士後期課程]

- ・人文科学・行動科学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力を備えた
研究者を養成する。
- ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、人文科学・行動科学の国際的、学際的な研究
を主導的に推進する研究者を養成する。

哲学歴史学専攻では、以下の能力を備えた研究者を養成する。

- ・哲学歴史学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力。
- ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、哲学歴史学分野における国際的、学際的な研
究を主導的に推進する能力。

人間行動学専攻では、以下の能力を備えた研究者を養成する。

- ・人間行動学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力。
- ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、人間行動学分野における国際的、学際的な研
究を主導的に推進する能力。

言語文化学専攻では、以下の能力を備えた研究者を養成する。

- ・言語文化学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力。
- ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、言語文化学分野における国際的、学際的な研
究を主導的に推進する能力。

文化構想学専攻では、以下の能力を備えた研究者を養成する。

- ・文化構想学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力。
- ・国内外の教育研究組織や機関と連携し、文化構想学分野における国際的、学際的な研
究を主導的に推進する能力。

Ⅱ．履修要項

1. 専攻・専門分野（専修）等の名称、入学定員、修了時の学位

（1）専攻・専門分野（専修）の名称、入学定員

専攻	専門分野（専修）	定員	
		博士前期課程	博士後期課程
哲学歴史学	哲学	14	5
	日本史学		
	東洋史学		
	西洋史学		
人間行動学	社会学	16	6
	心理学		
	教育学		
	地理学		
言語文化学	国語国文学	18	6
	中国語中国文学		
	英語英米文学		
	ドイツ語圏言語文化学		
	フランス語圏言語文化学		
	言語応用学		
文化構想学	表現文化学	12	4
	アジア文化学		
	文化資源学		

（2）修了時の学位

博士前期課程：修士（文学）(Master of Arts)

博士後期課程：博士（文学）(Doctor of Literature)

2. 学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

① 日曜日および土曜日（授業調整日を除く）

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（祝日授業日を除く）

- ③ 春季休業 3 月 20 日から 4 月 7 日まで
- ④ 夏季休業 8 月 10 日から 9 月 23 日まで
- ⑤ 冬季休業 12 月 24 日から 1 月 7 日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。「学事日程」は、毎年度、本学 Web サイトなどで確認してください。

ただし、集中講義または担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」があります。

大学院共通教育科目では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に、博士前期課程では「研究公正 A」が、博士後期課程では「研究公正 B」が開設されています。それら科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

次に文学研究科では、「専門科目」および博士前期課程には「研究指導科目」、博士後期課程には「論文指導科目」が開設されています。また、博士前期課程・博士後期課程共通科目として、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）が開設されています。それら科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

○科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	文学研究科
研究指導科目・論文指導科目	
文学研究科共通科目 (インターナショナルスクール授業科目)	

文学研究科の専門科目等の科目名、単位数、配当年次は、「24. 文学研究科専門科目表」を参照してください。

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。本学において開講する科目は次に掲げる基準により単位数を計算します。

※大学において 1 単位の修得には「45 時間」の学修が必要であり、その際の「1 時間」は実際の 45 分に相当します。すなわち、「2 時間」は 90 分授業（1 時限）に相当します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義・演習	毎週 2 時間 15 週	2 単位

6. 履修課程と履修上の注意

（1）大学院共通教育科目

全研究科の学生が履修可能な科目として、大学院共通教育科目が開講されています。大学院共通教育科目は、複雑かつ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択・自由の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本冊子に記載されています。

（2）専門科目

文学研究科の専門科目は、「専攻共通科目」（博士前期課程のみ）、「分野専門科目」に区分されます。また、文学研究科共通科目として、「インターナショナルスクール授業科目」が開設されており、博士前期課程は、修了要件に含めることができます。修了要件は、「23. 修了要件」等を参照してください。

（3）研究指導科目（博士前期課程）および論文指導科目（博士後期課程）

修了要件に必要な研究の指導を受けるため、博士前期課程には研究指導科目、博士後期課程には論文指導科目があります。内容は指導教員によって異なります。

（4）必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、文学研究科の各専攻または専門分野（専修）の定める要件を満たして履修する必要があります。修了要件の詳細は、「23. 修了要件」を確認してください。また、指導教員と相談のうえ、履修をしてください。

- ・「必修科目」…当該専攻等の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必須とする科目。

【博士前期課程】

研究公正 A（大学院共通教育科目）、修士論文

【博士後期課程】

研究公正 B（大学院共通教育科目）、博士論文

- ・「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。（選択必修科目を含む。）

【博士前期課程】

各専攻の専攻共通科目、分野専門科目※1、研究指導科目※2、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール科目）※3

※1 各専門分野（専修）の総合研究演習 1 および 2 は、必ず履修しなければなりません。他専攻の分野専門科目は、修了要件に参入できる単位に上限があります。

※2 各専門分野（専修）の研究指導 1 および 2 は、必ず履修しなければなりません。

※3 専攻により、専攻共通科目または分野専門科目の総合研究演習以外の科目に含めることができます。

【博士後期課程】

各専攻の分野専門科目※1 および論文指導科目※2

※1 各専門分野（専修）の分野専門科目を必ず履修しなければなりません。

※2 各専門分野（専修）の論文指導科目を必ず履修しなければなりません。

- ・「自由科目」…履修できるが修了要件に算入しない科目。

資格取得のために履修する所属課程以外の科目（教員免許取得に必要な科目、博物館に関する科目、社会調査士および専門社会調査士に関する科目）。それらの科目を履修するには、別途手続きが必要です。

（５）遠隔授業

一部授業は、授業支援システム(Moodle)等によりオンラインで行うことがあります。

（６）集中講義

週 1 回の授業ではなく、短期間または不定期に行う授業があります。集中講義の開講日については学生ポータル（UNIPA）により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

（７）履修に関する相談

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が授業担当教員を訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。（オフィスアワーは、シラバスを参照してください。）

② 相談窓口

履修にあたっては、授業科目の内容説明（「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」やシラバス）を参考にし、履修要項を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、文学研究科教務担当または指導教員等に相談してください。

（８）他の研究科等の授業科目の履修

本研究科において必要と認める場合は、他の研究科の授業科目を履修することができます。ただし、本研究科では、修了に必要な単位に含めることはできません。

さらに、本研究科において資格取得のため単位の修得が必要と認める場合は、博士前期課程の学生が学士課程の授業科目を、博士後期課程の学生が学士課程または博士前期課程の授業科目を履修することができます。なお、この場合、修得した単位を修了要件に含めることはできません。また、履修できる科目については、大阪公立大学 Web サイトに掲載されている「他研究科生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録を希望する場合は、履修登録期間中に文学研究科教務担当まで申し出てください。

（９）科目名称

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールに基づいています。

- ・「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、博士前期課程の「研究指導 1、2」を除いて、必ずしも 1 の履修が 2 の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた 13 桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web

サイトをご覧ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J	1
①			②			③	④	⑤				⑥	⑦

8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期ごとの指定する期日までに学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・「24. 文学研究科専門科目表」にある配当年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。
- ・同一曜日時限に、2科目以上を重複して履修登録することはできません。
- ・既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
- ・修了 (予定) 学期に集中講義を履修する場合、開講日により、修了の単位に含むことができないことがあるので、履修登録時に、文学研究科教務担当窓口にご相談してください。

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録確認日に、学生ポータル (UNIPA) の「学生時間割表」画面上にて履修登録内容の確認が可能になります。同日すみやかに登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録確認・修正期間内に修正してください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」(大学院生用)を参照してください。

(2) シラバス

シラバスには、研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル (UNIPA) で確認することができます。

(2) 定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を実施せず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。

試験を行う場合は、原則として、授業期間終了後の試験期間中に実施します。

試験の時間割は学生ポータル (UNIPA) を確認してください。

(3) 追試験・再試験

病気、その他やむを得ない理由により試験を欠席した場合、科目の開設部局 (各研究科または国際基幹教育機構) によっては追試験を行うことがあります。

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて科目の開設部局に願い出る必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。

また、文学研究科専門科目について、定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。

履修登録した各科目の成績に GP (Grade Point) を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、修了するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。

GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{当該期で得た科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{※当該期に履修登録した総単位数}}$$

※GPA 対象科目のみ

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100 点以下 90 点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90 点未満 80 点以上	3

B	授業目標を達成できている	80 点未満 70 点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70 点未満 60 点以上	1
F	最低限の授業目標を達成できていない	60 点未満または成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、原則として履修登録した全ての科目です。ただし、修了の所要単位に算入されない科目、上表の「単位認定された科目」、「成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

通算 GPA は、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{(\text{各学期で得た科目の GP 値} \times \text{その単位数}) \text{の合計}}{\text{各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

※GPA 対象科目のみ

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として履修登録の変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ② 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合

手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引（大学院生用）」を確認してください。

11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本研究科に入学する前に他大学院（外国の大学院を含む。）で修得した単位の認定は、本研究科では行いません。

12. 定期試験受験心得

- （１）試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- （２）あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- （３）受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に所属研究科教務担当窓口で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。

- (4) 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して 30 分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

13. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りと思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合は、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいけない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

14. 休講・欠席

(1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置

① 気象条件の悪化による授業の休講について

キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは原則として当該キャンパスでの全ての授業を休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から当該キャンパスでの授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります（実習施設の所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されたときは実習を行いません）。

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）の授業は原則として休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

● 杉本キャンパス

- ・ JR 阪和線全線
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

● 中百舌鳥キャンパス

- ・ 南海高野線全線
- ・ JR 阪和線全線および南海本線全線が同時
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

③ 地震発生時の取扱い

キャンパス所在地を含む地域で震度 5 強以上の地震が観測された場合、該当するキャンパスでの当日の授業は休講とします。翌日以降は災害状況等を考慮の上、休講措置の有無を判断します。なお、地震が大阪府内当該地域以外で発生した場合または震度 5 強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとします。

また、地震を起因とする自然災害等により、避難に関する情報が発表された場合に

についても状況により休講等の対応を行うことがあります。

(注意事項) ①～③による休講措置がないにもかかわらず、外的要因により登下校が困難になる場合の措置については、⑥を参照してください。また、上記にかかわらず、自らの身の安全を最優先に行動してください。

④ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

(別表)

● 杉本、中百舌鳥キャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前 7 時以前	-	全授業
午前 10 時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前 10 時を過ぎても解除・復旧されない場合	全授業	-

⑤ その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業（ハイフレックス授業等）の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害等によりキャンパスを含む所在地に避難に関する情報の発表や、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発令された場合、学生の安全確保のために休講措置をとる場合があります。

なお、午前 9 時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に即して教育推進本部長が例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（UNIPA）により周知します。

⑥ 登下校が困難な場合の救済措置

上記により休講措置をとらない場合であっても、学生の居住地または通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に出席できない場合（帰宅困難となる恐れがある場合含む）、後日、授業担当者に欠席届を提出し、配慮を申し出てください。

1. 居住地を含む地域における震度 5 強以上の地震が観測された場合
2. 居住地を含む地域における避難指示の発令
3. 居住地を含む地域における気象警報（暴風（暴風雪）警報、または特別警報）等の発表
4. その他災害等（居住地を含む地域または通学経路における上述の 3 事由に準ずる災害等）の発生
5. 通学経路上の交通機関の運休または大幅な遅延の発生

（２）授業欠席時の取扱い

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください（欠席扱いが免除される扱いではありません）。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル（UNIPA）＞学生 Navi＞「授業・履修」からダウンロードできます。

また、「9. 成績評価・試験」の「（３）追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合には特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。授業支援システム（Moodle）の「学校感染症罹患時報告」を確認し、報告してください。

- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状(写)等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

15. 他大学の大学院での授業科目の履修

他大学の大学院（外国の大学院を含む）にて修得した単位数は、博士前期課程在籍者については、10 単位を超えない範囲で、これを本研究科当該専攻において修得したものとみなし、修了要件単位に含めることができます。これを希望する者は、指導教員と相談してください。ただし、学内での審議を踏まえた判断によっては単位認定がなされない場合もあります。

16. 長期履修制度の利用

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修

了することにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると本研究科長が認める者

長期履修制度の利用を必要とする事由が解消した場合には、文学研究科教務担当に申し出てください。

長期履修制度の詳細については、文学研究科教務担当に確認してください。

17. 前期終了時の修了

【博士前期課程】

文学研究科博士前期課程においては、前期終了時の修了の制度はありません。

【博士後期課程】

博士後期課程において在学期間が3年以上で、修了に必要な単位を修得した者は後期終了時だけでなく、前期終了時にも学位の授与を申請することができます。

学位の授与を申請する者は、所定の期日までに学位授与申請書と学位論文等を提出する必要があります。手続きについては、別途周知します。

18. 年限短縮

文学研究科には、年限短縮制度はありません。

19. 学籍

（１）修業年限と在学年限

必要な単位数を修得し修了するまでの修業年限は、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年です。修了に必要な単位数を修得することができない場合、留年となります。またその場合、修了までの在学年限は、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年です。

（２）学年進行

学年進行の時期は4月です。また各年次への進級にあたっては、当該学年に12ヵ月以上の在学期間（休学期間を除く）が必要です。

（３）休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。

休学を願い出る時は、前期休学の場合は2月末日、後期休学の場合は8月末日までに文学研究科教務担当に申し出てその指示を受けてください。休学は本人と指導教員

および学生委員との面談、「休学願」の提出等の手続きを経て許可されます。

なお、「休学願」の提出は、休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は 3 月 31 日、後期からの休学の場合は 9 月 23 日）までに行う必要があります。「休学願」は、授業料が未納の場合は受理されません。

学期の全期間を休学する場合は、授業料は徴収しませんが、学期途中までもしくは学期途中から休学する場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きを行う必要があります。休学期間は、通算して 2 年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

（４）復学

休学期間終了までに申し出がない限り、終了翌日に復学します。また、休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出により復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

（５）退学

退学を希望する場合は、後期をもって退学する場合は 2 月末日、前期をもって退学する場合は 8 月末日までに文学研究科教務担当に申し出て、その指示を受けてください。退学は本人と指導教員および学生委員との面談、「退学願」の提出等の手続きを経て許可されます。

なお、「退学願」の提出は、後期をもって退学する場合は 3 月 31 日、前期をもって退学する場合は 9 月 23 日までに行う必要があります。「退学願」は、授業料が未納の場合は受理されません。

学期途中に退学する場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

また、博士後期課程の単位修得退学については、「25. 学位論文と学位授与申請」に後述します。

（６）除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で、「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。除籍の時期は、原則、前期末または後期末です。

（７）再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から 2 年以内に限ります。再入学には、検定料、入学科が必要となり、許可された場合は、在籍時の在学年限を引き継ぎます。

(8) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する1か月前までに「留学願」を提出しなければなりません。「留学願(様式)」は、文学研究科教務担当窓口に取りに来てください。

なお、留学中に本学の授業科目をオンラインで履修しなければならないやむを得ない理由がある場合は、学期が開始する2ヵ月前までに担当教員等に相談の上、所定の手続きを行ってください。

20. 修学上の配慮・支援

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各研究科アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

21. 転研究科・転専攻・転専門分野（専修）

文学研究科では、転研究科・転専攻・転専門分野（専修）は、認めません。

22. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

（他の項では「研究指導教員」を「指導教員」と表記）

【博士前期課程】

■研究指導教員の役割

1. 文学研究科博士前期課程では、人文科学・行動科学の専門領域に関する高度な専門的知識を培います。そのため、研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う教員です。
2. 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバスと履修要項を参考にして個々の学生の指導を行います。
3. 研究指導教員（主担当）と研究指導教員（副担当）は、学生の希望に基づき研究科教授会において審議し、学生ごとにそれぞれ1名を文学研究科教授若しくは准教授より決定します。
4. 主担当は、学生の研究指導を中心的に担当する教員であり、副担当は主担当と協力して研究指導を行う教員です。

■研究指導教員の決定プロセス

博士前期課程入学者の研究指導教員の決定のプロセスは以下のとおりです。

専修単位でのガイダンスで修了までの過程が示されるとともに、研究指導教員（主担当、副担当）を決定します。学生の研究テーマや問題関心にあわせて主担当を決定した上で、学生および主担当の相談によって副担当を選出します。学生は、主担当、副担当の助言のもとで研究課題や履修科目などを決定します。研究科は、5月の研究科教授会

において研究指導教員を決定します。なお、指導を希望する教員への受入ができない場合、関連する研究分野の教員と学生が面談を行い、学生の希望を再度確認した上で研究指導教員を決定します。

■研究指導計画

本研究科における研究指導計画は、以下の表のとおりです。研究指導教員は学生の研究指導を行うにあたり、この研究指導計画を明示し、毎年度の初めに、学生の1年間の研究計画についての打ち合わせを学生と十分に行ったうえで、スケジュール表に沿って、研究指導を行います。研究指導計画の詳細は、研究指導教員が学生の研究計画を確認した上で作成し、明示します。

博士前期課程における修了までのスケジュール表

		学生	研究指導教員
1 年 次	4月	研究のための基礎固めと準備 研究分野を決定して、研究指導教員（主担当）を選択する。また、主担当と相談して、研究指導教員（副担当）を選択する。 研究倫理教育・コンプライアンス教育のe-learning 教材を受講する。 「研究公正A」を含む大学院共通科目・専攻共通科目・分野専門科目の履修登録	学生に対し、履修すべき科目を履修指導する。 分野専門科目の中で、学生が研究を進めるうえで必要な専門知識、データや史資料の収集・分析方法、研究分野における先行研究の内容や課題について指導する。
	6～7月	決定した、研究課題に関して先行研究の整理、仮設の設定を行い、研究指導教員（主担当）とともに、研究計画を立案し、所定様式により研究指導教員（主担当）に提出する。	学生が記入し提出した研究指導計画書の「研究計画」に基づき、課程修了までの研究指導計画を1年ごとに記載し、学生及び研究指導教員（副担当）に明示する。
	8月～	研究計画に従って、研究を遂行する。主に、研究方法の確立、予備実験、調査などを行う。	
	9月	専攻共通科目・分野専門科目の履修登録	
2 年 次	4月	「研究指導1」・「修士論文」の履修登録 論文の目的、テーマ等を設定し、構想を固める。 決定した研究方法にて、研究課題に取り組みデータ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。	研究の遂行を確認しつつ、研究指導1の中で、修士論文として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献や調査によるデータ収集、分析について指導し、研究結果をまとめさせる。 必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、改めて1年間の研究指導計画を学生及

7 月	中間報告を行う	び研究指導教員（副担当）に明示する。
9 月	「研究指導 2」の履修登録 これまでの研究成果をもとに修士論文の作成を開始し、研究指導教員の下で、修士論文をまとめる。	研究の遂行を確認しつつ、研究指導 2 の中で、修士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。
11 月	中間報告を行う。	
1 月	修士論文を提出する。	審査委員の選出および専修で指定された日程等に基づく、審査の実施
2 月	修士論文の最終審査を行う。	研究指導報告書を作成し、3 月教授会で報告する。
3 月	博士前期課程の修了および学位授与	

【博士後期課程】

■研究指導教員の役割

1. 文学研究科博士後期課程では、人文科学・行動科学の専門領域において深い学識に基づき独創的な研究を行える能力を培います。そのため、研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う教員です。
2. 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバスと履修要項を参考にして個々の学生の指導を行います。
3. 研究指導教員（主担当）と研究指導教員（副担当）は、学生の希望に基づき博士後期課程教授会において審議し、学生ごとにそれぞれ 1 名を文学研究科教授より決定します。
4. 主担当は、学生の研究指導を中心的に担当する教員であり、副担当は主担当と協力して研究指導を行う教員です。

■研究指導教員の決定プロセス

博士後期課程入学者の研究指導教員の決定のプロセスは以下のとおりです。

入試時の面談及び研究計画書等をもとに、5 月の研究科教授会において研究指導教員を決定します。指導を希望する教員への受入ができない場合、関連する研究分野の教員と学生が面談を行い、学生の希望を再度確認した上で研究指導教員を決定します。

■研究指導計画

本研究科における研究指導計画は、以下の表のとおりです。研究指導教員は学生の研究指導を行うにあたり、この研究指導計画を明示し、毎年度の初めに、学生の 1 年間の研究計画についての打ち合わせを学生と十分に行ったうえで、スケジュール表に沿って、研究指導を行います。研究指導計画の詳細は、研究指導教員が学生の研究計画を確認した上で作成し、明示します。

博士後期課程における修了までのスケジュール表

		学生	研究指導教員
1 年 次	4月	研究のための基礎固めと準備 研究分野を決定して、研究指導教員（主担当）を選択する。また、主担当と相談して、研究指導教員（副担当）を選択する。 研究倫理教育・コンプライアンス教育のe-learning 教材を受講する。 「特殊研究 A」、「研究公正 B」を含む大学院共通科目を履修登録。	学生に対し、履修すべき科目を履修指導する。 論文指導の中で、学生が研究を進めるうえで必要な専門知識、データや史資料の収集・分析方法、研究分野における先行研修の内容や課題について指導する。
	6～7月	決定した、研究課題に関して先行研究の整理、仮設の設定を行い、研究指導教員（主担当）とともに、研究計画を立案し、所定様式により研究指導教員に提出する。	学生が記入し、提出した研究指導計画書の「研究計画」に基づき、課程修了までの研究指導計画を1年ごとに記載し、学生及び研究指導教員（副担当）に明示する。
	8月～	研究計画に従って、研究を遂行する。主に、研究方法の確立、予備実験、調査などを行う。	
	9月	「特殊研究 B」の履修登録	
2 年 次	4月	論文の目的、テーマ等を設定し、構想を固める。 決定した研究方法にて、研究課題に取り組みデータ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。 「博士論文作成計画書」を作成、提出する。	研究の遂行を確認しつつ、研究指導の中で、博士論文の全体的構想を固めていく。論文の目的、調査方法・データや史資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性について指導する。 必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、改めて、1年間の研究指導計画を学生及び研究指導教員（副担当）に明示する。
	9月	これまでの研究成果をもとに博士論文の作成を開始し、研究指導教員の下で、博士論文をまとめる。	論文指導の中で、博士論文の進捗を確認しながら、論理展開や結論の妥当性など論文の内容について指導する。
	11月	中間報告を行う。	博士論文の中核部分の論文としての投稿を指導する。
3 年 次	4月	研究の継続・博士論文を作成する。	研究の遂行を確認しつつ、論文指導の中で、博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。
	7月	研究倫理審査が必要と判断された場合には、倫理審査申請書を提出する。	

9 月	「論文指導」・「博士論文」の履修登録	論文指導の中で、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。
9 月	博士論文の中間報告を行う。	
11～ 12 月	博士論文を学位授与申請書、論文要旨、研究業績一覧および履歴書を添えて提出する。	審査委員の選出及び審査・試験の実施
2 月	博士論文の最終試験審査を受ける。	研究指導報告書を作成し、3 月教授会で報告する。
3 月	博士課程の修了および学位授与	

23. 修了要件

【博士前期課程】

文学研究科博士前期課程の大学院生は、2 年以上在学し、大学院共通教育科目 1 単位（研究公正 A 必修）、専攻共通科目 2 単位（哲学歴史学専攻）または 4 単位（哲学歴史学専攻以外の専攻）以上と、専攻の分野専門科目をあわせて 24 単位以上（哲学歴史学専攻）または 22 単位以上（哲学歴史学専攻以外の専攻、ただし言語文化学専攻ドイツ語圏言語文化学専修、フランス語圏言語文化学専修は、26 単位以上）、これに修士論文の作成のために、第 2 年次前期・後期に履修する研究指導科目 4 単位、合計 31 単位以上（ただし言語文化学専攻ドイツ語圏言語文化学専修、フランス語圏言語文化学専修は、35 単位以上）を修得するとともに、学位論文の審査および試験に合格しなければなりません。

科目の履修に当たっては、各専門分野（専修）のガイダンスでの指導に従ってください。

このほか、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）がありますが、その履修および修得科目の修了要件としての扱いについては後述します。

専攻	(1) 大学院 共通教育 科目 (必修) #	文学研究科科目					修了に必要単位 以上 (合計)
		(2) 専攻 共通科目 (必修)	(3)各専攻・分野専門科目		(4) 研究指導 科目 (必修)	(5) 修士論文 (必修)	
			①専門分野 の総合研究 演習 1・2 (必修)	②総合研究 演習以外の 科目 (選択科目)			
哲学 歴史学	1 単位 以上	2 単位	4 単位	20 単位 以上*★	4 単位	0 単位	31 単位 以上
人間 行動学	1 単位 以上	4 単位 ※	4 単位	18 単位 以上*☆	4 単位	0 単位	31 単位 以上
言語 文化学	1 単位 以上	4 単位 ※	4 単位	18 単位 以上*☆§	4 単位	0 単位	31 単位 以上§
文化 構想学	1 単位 以上	4 単位 b	4 単位	18 単位 以上◎	4 単位	0 単位	31 単位 以上
付記条件	# 「研究公正 A」 1 単位を必ず修得しなければならない。 *他専攻の分野専門科目を 4 単位まで「総合研究演習以外の科目（選択科目）」に含めることができる。 ★哲学歴史学専攻は、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）を 4 単位まで「総合研究演習以外の科目（選択科目）」含めることができる。 ※人間行動学専攻、言語文化学専攻については、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）のうち 2 単位まで「専攻共通科目」に含めることができる。 ☆人間行動学専攻、言語文化学専攻については、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）のうち、専攻共通科目に含めた 2 単位を超えて修得した単位を含めることができる。 § 言語文化学専攻ドイツ語圏言語文化学専修およびフランス語圏言語文化学専修は、各専門分野の専門科目を 22 単位修得しなければならない。修了に必要な単位は、35 単位以上となる。 b 文化構想学専攻については、主とする専門分野（専修）提供の「専攻共通科目」の 2 単位を含めること。 ◎文化構想学専攻は、他専攻の分野専門科目、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）を、あわせて 4 単位まで「総合研究演習以外の科目（選択科目）」に含めることができる。						

（１）大学院共通教育科目

大学院共通教育科目の「研究公正 A」（1 単位）の履修は必修です。本科目については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」を参照してください。

（２）専攻共通科目

所属する専攻の専攻共通科目から２単位（哲学歴史学専攻）または４単位（哲学歴史学専攻以外の専攻）必修です。文化構想学専攻は、主とする専門分野（専修）の「専攻共通科目」（２単位）は必修です。

（３）各専攻・分野専門科目

①所属する専門分野（専修）の「総合研究演習 1」「同 2」の４単位は必修です。

②所属する専攻の分野専門科目（①以外の科目）を 20 単位以上（哲学歴史学専攻）または、18 単位以上（哲学歴史学専攻以外の専攻※注記）を履修してください。なお、哲学歴史学専攻、人間行動学専攻、言語文化学専攻は、他専攻の「分野専門科目」について４単位まで修了要件単位に含めることができます。文化構想学専攻は、他専攻の分野専門科目、文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）を合わせて、４単位まで修了要件単位に含めることができます。

ただし、全専攻において他専攻の共通科目は、修了要件の「分野専門科目」に含めることはできません。

※注 言語文化学専攻フランス語圏言語文化学専修およびドイツ語圏言語文化学専修においては、所属する専門分野（専修）の分野専門科目より 22 単位必修です。

（４）研究指導科目

修士論文作成のための教員から研究指導を受けるための科目であり、２年次（長期履修制度利用者は、履修が許可された期間の最終年度）の前期に「研究指導 1」、後期に「研究指導 2」を履修します。また、「研究指導 2」は「修士論文」の合格をもって２単位を修得するものとします。したがって、第２年次に修士論文を提出しなかった場合、また不合格となった場合は、翌年も引き続き修士論文作成の指導を受けるとともに、翌年度後期に再度、「研究指導 2」を履修登録し、修士論文を提出しなければなりません。

（５）修士論文

修士論文は、専門分野（専修）の「研究指導 1・2」を履修し、作成するものであり、２年次（長期履修制度利用者は、履修が許可された期間の最終年度）の前期に「修士論文」の履修登録を行います。修士論文を提出しなかった場合、または、不合格となった場合は、翌年度前期に再度、履修登録を行わなければなりません。

（６）文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）

文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）は、大学院生を中心とする若手研究者が国際的に活躍することを支援するために開設された研究科共通科目で、集中講義形式で毎年１科目提供されます。（「比較文化交流論」、「国際都市社会論」のうちの一つ。開講される科目は年度により異なります。）英語による授業と受講生の

英語でのディスカッションを通じて、国際的な研究教育を推進することを目的に、毎年9月に実施しています。

これら「比較文化交流論」、「国際都市社会論」の単位については、4単位（※）まで修了要件単位に含めることができます。

（※）

- ① 哲学歴史学専攻については、4単位まで分野専門科目に含めることができます。
- ② 人間行動学専攻、言語文化学専攻については、2単位まで専攻共通科目に含めることができます。専攻共通科目に含めた2単位を越えて修得した単位は、分野専門科目に含めることができます。
- ③ 文化構想学専攻については、他専攻の分野専門科目と合わせて4単位まで含めることができます。

文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）は、博士前期課程におけるそれぞれの専門分野の履修とは別に、英語による発信能力育成を趣旨とするものであるので、修了要件の単位数のためではなく、自分の専門分野における必要性を考慮し、積極的に履修することが望まれます。

インターナショナルスクールは、「都市文化研究センター」（UCRC）に附属する教育組織として、2003年度に大阪市立大学文研究科に設置されました。活動の目的は、都市文化研究センター研究員や院生・学生を対象に世界レベルで国際的な研究教育を推進することにあります。2005年度からは、特に若手研究員の国際発信能力の育成に力を入れ、2007年度には、さらに発展した「国際発信力育成インターナショナルスクール」として、文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム」（GP）に採択されました。GP終了後もその理念と事業は継承され、大学が目指すグローバル人材育成とも連動して、授業科目については将来国際社会での活躍が期待される全学部・研究科の大学院生・学部生にも履修の機会を広げてきています。

大阪公立大学大学院文学研究科においても、事業を継承し、授業科目を提供します。

【博士後期課程】

文学研究科博士後期課程の大学院生は、3年以上在学し、大学院共通教育科目1科目（研究公正B必修）、当該専門分野の分野専門科目4単位、論文指導科目12単位を修得した上、学位論文の審査および試験に合格しなければなりません。

専攻	(1) 大学院共通教育 科目 (必修) #	文学研究科科目			修了に必要な 単位以上 (合計)
		(2) 各専攻・分野 専門科目 (必修) ★	(3) 論文指導 科目 (必修)	(4) 博士論文 (必修)	
哲学歴史学	1 単位 以上	4 単位	12 単位	0 単位	17 単位 以上
人間行動学	1 単位 以上	4 単位	12 単位	0 単位	17 単位 以上
言語文化学	1 単位 以上	4 単位	12 単位	0 単位	17 単位 以上
文化構想学	1 単位 以上	4 単位	12 単位	0 単位	17 単位 以上
付記条件	# 「研究公正 B」1 単位を必ず修得しなければならない。 ★各専攻・分野専門科目は、当該専門分野の科目を4単位修得しなければならない。				

(1) 大学院共通教育科目

大学院共通教育科目の「研究公正 B」(1 単位) の履修は必修です。本科目については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」を参照してください。

(2) 各専攻・分野専門科目

所属する専門分野（専修）の「特殊研究 A」「同 B」の4単位は必修です。

(3) 論文指導科目

3 年次後期以降、修了もしくは退学（単位修得退学を含む）する学期に、所属する専門分野（専修）の論文指導科目を履修登録してください。修了もしくは退学しなかった場合は、不合格となり、再度、履修登録を行わなければなりません。

※長期履修生の場合は、長期履修期間の最終学期以降に履修登録が可能です。

(4) 博士論文

3 年次後期以降、修了予定である学期に「博士論文」の履修登録を行います。博士論

文を提出しなかった場合、または、不合格となった場合は、翌学期に再度、履修登録を行わなければなりません。

（５）文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）

上記の他、文学研究科共通科目（インターナショナル授業科目）を開講しています。博士後期課程の修了に必要な単位にはなりませんが、英語による発信能力育成を趣旨とするものであるので、積極的に履修することが望まれます。

詳細は、【博士前期課程】（６）文学研究科共通科目（インターナショナルスクール授業科目）を参照してください。

24. 文学研究科専門科目表

【博士前期課程】

哲学歴史学専攻				
区 分		授 業 科 目 名	単位数	備 考
専攻共通科目		人間文化学研究A	2	
		人間文化学研究B	2	
分野専門科目	哲学分野	哲学研究	2	
		哲学研究演習	2	
		西洋哲学史研究	2	
		西洋哲学史研究演習	2	
		倫理学研究	2	
		倫理学研究演習	2	
		美学研究	2	
		美学研究演習	2	
		宗教学研究	2	
		宗教学研究演習	2	
		哲学総合研究演習1	2	
		哲学総合研究演習2	2	
	日本史学分野	日本史学研究A	2	
		日本史学研究演習A	2	
		日本史学研究B	2	
		日本史学研究演習B	2	
		日本史学研究C	2	
		日本史学研究演習C	2	
		日本史学研究D	2	
		日本史学研究演習D	2	
		日本史学研究E	2	
		日本史学研究F	2	
		考古学研究	2	
		考古学研究演習	2	
		日本史学総合研究演習1	2	
		日本史学総合研究演習2	2	
	東洋史学分野	東洋史学研究A	2	
		東洋史学研究演習A	2	
		東洋史学研究B	2	
		東洋史学研究演習B	2	
		東洋史学研究C	2	
		東洋史学研究演習C	2	
		東洋史学研究D	2	
		東洋史学研究演習D	2	
		世界史学研究	2	

		世界史学研究演習	2	
		東洋史学研究E	2	
		東洋史学研究F	2	
		東洋史学総合研究演習1	2	
		東洋史学総合研究演習2	2	
	西洋史学分野	西洋史学研究A	2	
		西洋史学研究演習A	2	
		西洋史学研究B	2	
		西洋史学研究演習B	2	
		西洋史学研究C	2	
		西洋史学研究演習C	2	
		西洋史学研究D	2	
		西洋史学研究演習D	2	
		西洋史学研究E	2	
		西洋史学研究F	2	
		西洋史学総合研究演習1	2	
		西洋史学総合研究演習2	2	
	哲学分野	哲学研究指導1	2	2年次科目
		哲学研究指導2	2	2年次科目
	日本史学分野	日本史学研究指導1	2	2年次科目
		日本史学研究指導2	2	2年次科目
	東洋史学分野	東洋史学研究指導1	2	2年次科目
		東洋史学研究指導2	2	2年次科目
	西洋史学分野	西洋史学研究指導1	2	2年次科目
		西洋史学研究指導2	2	2年次科目
研究指導科目	修士論文	修士論文	0	2年次科目
	文学研究科共通科目	比較文化交流論	2	
		国際都市社会論	2	

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、31単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、修士論文または課題研究の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

- 大学院共通教育科目 1単位以上(研究公正A必修)
- 専門科目 30単位以上
 - 専攻共通科目 2単位以上
 - 分野専門科目 24単位(総合研究演習科目4単位含む)以上
他専攻の分野専門科目を4単位まで含めることができる
文学研究科共通科目を4単位まで含めることができる
 - 研究指導科目 4単位

人間行動学専攻			
区 分	授 業 科 目 名	単位数	備考
専攻共通科目	人間行動学研究A	2	
	人間行動学研究B	2	
	人間行動学研究C	2	
	人間行動学研究D	2	
分野専門科目	社会学分野	社会学基礎問題研究A	2
		社会学基礎問題研究演習A	2
		社会学基礎問題研究B	2
		社会学基礎問題研究演習B	2
		社会学特殊問題研究A	2
		社会学特殊問題研究演習A	2
		社会学特殊問題研究B	2
		社会学特殊問題研究演習B	2
		社会学特殊問題研究C	2
		社会学特殊問題研究演習C	2
		社会学特殊問題研究D	2
		社会学特殊問題研究E	2
		社会学総合研究演習1	2
		社会学総合研究演習2	2
	心理学分野	心理学基礎問題研究	2
		心理学基礎問題研究演習	2
		実験心理学研究	2
		実験心理学研究演習	2
		心理学特殊問題研究A	2
		心理学特殊問題研究演習A	2
		心理学特殊問題研究B	2
		心理学特殊問題研究演習B	2
		心理学総合研究演習1	2
		心理学総合研究演習2	2
	教育学分野	教育学基礎問題研究	2
		教育学基礎問題研究演習	2
		学校教育学研究A	2
		学校教育学研究演習A	2
		学校教育学研究B	2
		学校教育学研究演習B	2
		教育学特殊問題研究A	2
		教育学特殊問題研究演習A	2
		教育学特殊問題研究B	2
		教育学特殊問題研究演習B	2

		教育学総合研究演習1	2	
		教育学総合研究演習2	2	
	地理学分野	地理学基礎問題研究	2	
		地理学基礎問題研究演習	2	
		地理情報論研究	2	
		地理情報論研究演習	2	
		人文地理学特殊問題研究A	2	
		人文地理学特殊問題研究演習A	2	
		人文地理学特殊問題研究B	2	
		人文地理学特殊問題研究演習B	2	
		地理学総合研究演習1	2	
		地理学総合研究演習2	2	
研究指導科目	社会学分野	社会学研究指導1	2	2年次科目
		社会学研究指導2	2	2年次科目
	心理学分野	心理学研究指導1	2	2年次科目
		心理学研究指導2	2	2年次科目
	教育学分野	教育学研究指導1	2	2年次科目
		教育学研究指導2	2	2年次科目
	地理学分野	地理学研究指導1	2	2年次科目
		地理学研究指導2	2	2年次科目
修士論文		修士論文	0	2年次科目
文学研究科共通科目		比較文化交流論	2	
		国際都市社会論	2	

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、31単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、修士論文または課題研究の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

1. 大学院共通教育科目 1単位以上(研究公正A必修)
2. 専門科目 30単位以上
 - (1)専攻共通科目 4単位
文学研究科共通科目のうち2単位を含めることができる
 - (2)分野専門科目 22単位(総合研究演習科目4単位含む)以上
他専攻の分野専門科目を4単位まで含めることができる
文学研究科共通科目のうち専攻共通科目に含めた2単位を超えて取得した単位を含めることができる
 - (3)研究指導科目 4単位

言語文化学専攻				
区 分		授 業 科 目 名	単位数	備 考
専攻共通科目		言語文化学研究A	2	
		言語文化学研究B	2	
		言語文化学研究C	2	
		言語文化学研究D	2	
分野専門科目	国語国文学分野	国文学研究A	2	
		国文学研究演習A	2	
		国文学研究B	2	
		国文学研究演習B	2	
		国文学研究C	2	
		国文学研究演習C	2	
		国文学研究D	2	
		国文学研究演習D	2	
		国語学研究	2	
		国語学研究演習	2	
		国語国文学研究演習A	2	
		国語国文学研究演習B	2	
		国語国文学総合研究演習1	2	
		国語国文学総合研究演習2	2	
	中国語中国文学分野	中国文学研究	2	
		中国文学研究演習	2	
		中国語学研究	2	
		中国語学研究演習	2	
		中国文化学研究	2	
		中国文化学研究演習	2	
		中国語応用研究	2	
		中国語中国文学総合研究演習1	2	
		中国語中国文学総合研究演習2	2	
	英語英米文学分野	英文学研究A	2	
		英文学研究演習A	2	
		英文学研究B	2	
		英文学研究演習B	2	
		英文学研究C	2	
		米文学研究	2	
		米文学研究演習	2	
		英米文化学研究	2	
		英米文化学研究演習	2	
		英語学研究A	2	
		英語学研究演習	2	

		英語学研究B	2	
		英語英米文学総合研究演習1	2	
		英語英米文学総合研究演習2	2	
ドイツ語圏 言語文化学 分野		ドイツ語圏言語文化研究	2	
		ドイツ語圏文学研究A	2	
		ドイツ語圏文学研究演習A	2	
		ドイツ語圏文学研究B	2	
		ドイツ語圏文学研究演習B	2	
		ドイツ語圏文化学研究	2	
		ドイツ語圏文化学研究演習	2	
		ドイツ語学研究	2	
		ドイツ語学研究演習	2	
		ヨーロッパ言語文化学研究	2	
		地域社会文化学研究A	2	
		ドイツ語圏言語文化学総合研究演習1	2	
		ドイツ語圏言語文化学総合研究演習2	2	
フランス語圏 言語文化学 分野		フランス語圏言語文化研究	2	
		フランス語圏文学研究	2	
		フランス語圏文学研究演習	2	
		フランス語圏文化学研究	2	
		フランス語圏文化学研究演習	2	
		フランス語学研究	2	
		フランス語学研究演習	2	
		フランス語圏言語文化論A	2	
		フランス語圏言語文化論B	2	
		多文化学研究	2	
		地域社会文化学研究B	2	
		フランス語圏言語文化学総合研究演習1	2	
		フランス語圏言語文化学総合研究演習2	2	
言語応用学 分野		言語応用学研究A	2	
		言語応用学研究演習A	2	
		言語応用学研究B	2	
		言語応用学研究演習B	2	
		言語応用学研究C	2	
		言語応用学研究演習C	2	
		言語応用学研究D	2	
		言語応用学研究演習D	2	
		言語応用学総合研究演習1	2	
		言語応用学総合研究演習2	2	
国語国文学 分野		国語国文学研究指導1	2	2年次科目
		国語国文学研究指導2	2	2年次科目

研究指導科目	中国語中国文学分野	中国語中国文学研究指導1	2	2年次科目
		中国語中国文学研究指導2	2	2年次科目
	英語英米文学分野	英語英米文学研究指導1	2	2年次科目
		英語英米文学研究指導2	2	2年次科目
	ドイツ語圏言語文化学分野	ドイツ語圏言語文化学研究指導1	2	2年次科目
		ドイツ語圏言語文化学研究指導2	2	2年次科目
	フランス語圏言語文化学分野	フランス語圏言語文化学研究指導1	2	2年次科目
		フランス語圏言語文化学研究指導2	2	2年次科目
	言語応用学分野	言語応用学研究指導1	2	2年次科目
		言語応用学研究指導2	2	2年次科目
修士論文		修士論文	0	2年次科目
文学研究科共通科目		比較文化交流論	2	
		国際都市社会論	2	

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、31単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、修士論文または課題研究の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

1. 大学院共通教育科目 1単位以上(研究公正A必修)
2. 専門科目 30単位以上
 - (1)専攻共通科目 4単位
文学研究科共通科目のうち2単位を含めることができる
 - (2)分野専門科目 22単位(総合研究演習科目4単位含む)以上
ただし、ドイツ語圏言語文化学、フランス語圏言語文化学専修は、当該専修の分野専門科目(総合研究演習科目単位を含む)を26単位修得しなければならない。
他専攻の分野専門科目を4単位まで含めることができる
文学研究科共通科目のうち専攻共通科目に含めた2単位を超えて取得した単位を含めることができる
 - (3)研究指導科目 4単位

文化構想学専攻				
区 分		授 業 科 目 名	単位数	備 考
専攻共通科目		文化構想学研究A(表現文化)	2	
		文化構想学研究B(アジア文化)	2	
		文化構想学研究C(文化資源)	2	
分野専門科目	表現文化学分野	テキスト文化論研究	2	
		テキスト文化論研究演習	2	
		表象文化構造論研究	2	
		表象文化構造論研究演習	2	
		ポピュラー文化論研究	2	
		ポピュラー文化論研究演習	2	
		比較表現論研究	2	
		比較表現論研究演習	2	
		表現文化学特別講義A	2	
		表現文化学特別講義B	2	
		表現文化学総合研究演習1	2	
		表現文化学総合研究演習2	2	
	アジア文化学分野	アジア文化構想学研究	2	
		アジア文化構想学研究演習	2	
		アジア地域文化創造論研究	2	
		アジア地域文化創造論研究演習	2	
		アジア共生文化政策論研究	2	
		アジア共生文化政策論研究演習	2	
		アジア比較文化実践論研究	2	
		アジア比較文化実践論研究演習	2	
		アジア文化学特別講義A	2	
		アジア文化学特別講義B	2	
		アジア文化学総合研究演習1	2	
		アジア文化学総合研究演習2	2	
	文化資源学分野	国際文化資源論研究	2	
		国際文化資源論研究演習	2	
		芸術文化資源論研究	2	
		芸術文化資源論研究演習	2	
		観光文化資源論研究	2	
		観光文化資源論研究演習	2	
		社会実践文化資源論研究	2	
		社会実践文化資源論研究演習	2	
		文化資源学特別講義A	2	
文化資源学特別講義B		2		
文化資源学総合研究演習1		2		

		文化資源学総合研究演習2	2	
研究指導科目	表現文化学分野	表現文化学研究指導1	2	2年次科目
		表現文化学研究指導2	2	2年次科目
	アジア文化学分野	アジア文化学研究指導1	2	2年次科目
		アジア文化学研究指導2	2	2年次科目
	文化資源学分野	文化資源学研究指導1	2	2年次科目
		文化資源学研究指導2	2	2年次科目
修士論文		修士論文	0	2年次科目
文学研究科共通科目		比較文化交流論	2	
		国際都市社会論	2	

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、31単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、修士論文または課題研究の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

1. 大学院共通教育科目 1単位以上(研究公正A必修)

2. 専門科目 30単位以上

(1)専攻共通科目 4単位 主とする専門分野(専修)提供の専攻共通科目2単位を含めること

(2)分野専門科目 22単位(総合研究演習科目4単位含む)以上

他専攻の分野専門科目、文学研究科共通科目をあわせて4単位まで含めることができる

(3)研究指導科目 4単位

【博士後期課程】

哲学歴史学専攻				
区 分		授 業 科 目 名	単位数	備 考
分野専門科目	哲学分野	哲学特殊研究A	2	
		哲学特殊研究B	2	
	日本史学分野	日本史学特殊研究A	2	
		日本史学特殊研究B	2	
	東洋史学分野	東洋史学特殊研究A	2	
		東洋史学特殊研究B	2	
	西洋史学分野	西洋史学特殊研究A	2	
		西洋史学特殊研究B	2	
論文指導科目	哲学分野	哲学論文指導	12	
	日本史学分野	日本史学論文指導	12	
	東洋史学分野	東洋史学論文指導	12	
	西洋史学分野	西洋史学論文指導	12	
博士論文		博士論文	0	3年次科目

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、17単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

1. 大学院共通教育科目 1単位以上（必修1単位）
2. 専門科目 16単位以上
 - (1) 分野専門科目 4単位
 - (2) 論文指導科目 12単位

人間行動学専攻				
区 分		授 業 科 目 名	単位数	備 考
分野専門科目	社会学分野	社会学特殊研究A	2	
		社会学特殊研究B	2	
	心理学分野	心理学特殊研究A	2	
		心理学特殊研究B	2	
	教育学分野	教育学特殊研究A	2	
		教育学特殊研究B	2	
	地理学分野	地理学特殊研究A	2	
		地理学特殊研究B	2	
論文指導科目	社会学分野	社会学論文指導	12	
	心理学分野	心理学論文指導	12	
	教育学分野	教育学論文指導	12	
	地理学分野	地理学論文指導	12	
博士論文		博士論文	0	3年次科目

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、17単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

1. 大学院共通教育科目 1単位以上（必修1単位）
2. 専門科目 16単位以上
 - (1) 分野専門科目 4単位
 - (2) 論文指導科目 12単位

言語文化学専攻				
区 分		授 業 科 目 名	単位数	備 考
分野専門科目	国語国文学分野	国語国文学特殊研究A	2	
		国語国文学特殊研究B	2	
	中国語中国文学分野	中国語中国文学特殊研究A	2	
		中国語中国文学特殊研究B	2	
	英語英米文学分野	英語英米文学特殊研究A	2	
		英語英米文学特殊研究B	2	
	ドイツ語圏言語文化学分野	ドイツ語圏言語文化学特殊研究A	2	
		ドイツ語圏言語文化学特殊研究B	2	
	フランス語圏言語文化学分野	フランス語圏言語文化学特殊研究A	2	
		フランス語圏言語文化学特殊研究B	2	
	言語応用学分野	言語応用学特殊研究A	2	
		言語応用学特殊研究B	2	
論文指導科目	国語国文学分野	国語国文学論文指導	12	
	中国語中国文学分野	中国語中国文学論文指導	12	
	英語英米文学分野	英語英米文学論文指導	12	
	ドイツ語圏言語文化学分野	ドイツ語圏言語文化学論文指導	12	
	フランス語圏言語文化学分野	フランス語圏言語文化学論文指導	12	
	言語応用学分野	言語応用学論文指導	12	
博士論文		博士論文	0	3年次科目

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、17単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

1. 大学院共通教育科目 1単位以上（必修1単位）
2. 専門科目 16単位以上
 - (1) 分野専門科目 4単位
 - (2) 論文指導科目 12単位

文化構想学専攻				
区 分		授 業 科 目 名	単位数	備 考
分野専門科目	表現文化学分野	表現文化学特殊研究A(表現文化学研究動向)	2	
		表現文化学特殊研究B(表現文化学研究と社会)	2	
	アジア文化学分野	アジア文化学特殊研究A(アジア文化学研究動向)	2	
		アジア文化学特殊研究B(アジア文化学研究と社会)	2	
	文化資源学分野	文化資源学特殊研究A(文化資源学研究動向)	2	
		文化資源学特殊研究B(文化資源学研究と社会)	2	
論文指導科目	表現文化学分野	表現文化学論文指導	12	
	アジア文化学分野	アジア文化学論文指導	12	
	文化資源学分野	文化資源学論文指導	12	
博士論文		博士論文	0	3年次科目

【修了要件】

履修方法に示す1および2の履修により、17単位以上の修得に加え、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること

【履修方法】

1. 大学院共通教育科目 1単位以上（必修1単位）
2. 専門科目 16単位以上
 - (1) 分野専門科目 4単位
 - (2) 論文指導科目 12単位

25. 学位論文と学位授与申請

【博士前期課程】

(1) 研究指導を通じた修士論文作成

必修科目である「研究指導 1・2」は、修士論文作成のため教員から指導を受ける科目です。修士論文は、専門分野（専修）の「研究指導 1・2」を履修し、作成するものです。

(2) 修士論文の要件

修士論文は、博士前期課程修了時に学位授与申請のために提出する論文です。申請にあたっては、次の基本要件を満たしていなければなりません。

- ① 修士論文は、当該専門分野における一定の研究成果を示すものでなければならない。
- ② （評価基準）修士論文は以下の各項目について、当該専門分野における十分な水準を満たさなければならない。
 - (a) 研究課題（テーマ）の学術的意義…明確な問題意識に基づき、当該専門分野における研究の学術的意義が述べられていること。
 - (b) 研究課題の的確性…研究目的に応じた的確な課題が設定されていること。
 - (c) 研究方法の妥当性…研究を遂行する上で、適切な研究手法が用いられていること。
 - (d) 先行研究との関連…当該専門分野における主たる先行研究を踏まえたものであること。
 - (e) 資料利用の適切性…論旨を展開するうえで、実験結果、調査結果、文献資料などが適切に用いられていること。
 - (f) 論旨の一貫性…論旨が論理的に組み立てられ、一貫して展開されていること。
 - (g) 学術論文としての体裁…表現、表記法などが学術論文として適切であるとともに、当該専門分野の慣例に従ったものであること。
 - (h) 研究倫理の遵守…研究の目的、遂行過程、成果発表のそれぞれについて、当該専門分野が定める研究上守るべき倫理基準が満たされていること。
- ③ （論文の分量）修士論文は、論を展開する上で、各専門分野の特性に応じた十分な分量でなければならない。

(3) 提出期日および締切時間

修士論文は在学中に、その課程を修了しようとする年度の指定日（1月）の正午（午後0時）までに文学研究科教務担当に提出しなければなりません。ただし、提出期限については、当該年度ごとに指定します。提出期日および時間に遅れた場合、原則として受理しません。

提出の際、修士論文1部のほか、学位授与申請書1部を、文学研究科教務担当に

提出しなければなりません。

【博士後期課程】

「論文指導」科目は半年（1 セメスター）30 時間の指導と研究・執筆活動をもって 2 単位とし、在学期間を通じて恒常的に履修するものです。

科目の履修にあたっては、各専門分野のガイダンスでの指導に従ってください。

また、申請にあたっては、当該申請年度の最新版「博士論文作成ハンドブック」を確認のうえ、記載に従い申請を行ってください。「博士論文作成ハンドブック」は文学研究科教務担当にご請求ください。

（１）課程博士論文の要件

課程博士論文は、博士後期課程修了時に学位授与申請のために提出する論文です。申請にあたっては、次の基本要件を満たしていなければなりません。

① 課程博士論文は、当該専門分野における高度な研究成果を示し、学術的貢献をなすとともに、自立した研究者としての能力を示すものでなければならない。

② （論文提出のための条件）

課程博士論文を提出するためには、既発表論文 2 篇（うち 1 篇は査読付き学会誌・専門誌に掲載されたもの）以上の研究実績を有しなければならない。

③ （評価基準）課程博士論文は以下の各項目について、当該専門分野における高度な水準を満たさなければならない。

(a) 研究課題（テーマ）の学術的意義…明確な問題意識に基づき、当該専門分野における研究の学術的意義が述べられていること。

(b) 研究課題の的確性…研究目的に応じた的確な課題が設定されていること。

(c) 研究方法の妥当性…研究を遂行する上で、適切な研究手法がもちいられていること。

(d) 先行研究との関連…当該専門分野における主たる先行研究を踏まえたものであること。

(e) 資料利用の適切性…論旨を展開するうえで、実験結果、調査結果、文献資料などが適切に用いられていること。

(f) 論旨の一貫性…論旨が論理的に組み立てられ、一貫して展開されていること。

(g) 学術論文としての体裁…表現、表記法などが学術論文として適切であるとともに、当該専門分野の慣例に従ったものであること。

(h) 研究倫理の遵守…研究の目的、遂行過程、成果発表のそれぞれについて、当該専門分野が定める研究上守るべき倫理基準が満たされていること。

(i) 当該専門分野への学問的貢献…当該専門分野における研究の発展に貢献しうるものであること。

④ （論文の分量）課程博士論文は、12 万から 20 万字程度の分量がなければならない。

なお、英語による課程博士論文については、日本語 2,000 字を 1,000words に換算することとし、日本語の場合の 12 万から 20 万字程度の分量がなければならない。また、英語以外の外国語による課程博士論文については、研究指導教員と合議のうえ各言語の特性を踏まえて日本語と当該外国語の換算を提示することとし、日本語の場合の 12 万字から 20 万字程度の分量がなければならない。

- ⑤ （その他）課程博士論文執筆にあたっては、研究指導教員より十分な指導を受けなければならない。なお各専修において、それぞれの研究分野の学問状況に応じ、上記基本要件以外に追加的な条件を定めることがある。

（２）課程博士論文の提出期限

第３年次以降に課程博士論文を提出しようとする者は、次の期間に文学研究科教務担当に提出しなければなりません。ただし、10 日が土、日あるいは祝日にあたるときは、次の平日を締切日とする。

３月修了：毎年 11 月 1 日より 11 月 10 日までの間

９月修了：毎年 ５月 1 日より ５月 10 日のまでの間

（３）単位修得退学

「博士論文（0 単位）」以外の所定の単位を修得した者が、課程博士論文を提出せず退学する場合、通常の退学と単位修得退学があります。通常の退学は、「19. 学籍（5）退学」を参照のうえ、「退学願」の手続きのみを行ってください。

単位修得退学については、下記により手続きを行ってください。

<要件>

- ① ３年以上在学していること（※休学期間は含まない）
- ② 修了に必要な所定の単位を修得していること。（※履修中の修得予定科目を含む。研究指導科目 12 単位については、研究指導教員がこれまでの研究業績等の評価し、付与されます。）

<手続き>

- ① 課程博士論文を提出せず単位修得退学しようとする者は、退学願を提出する前に「4 万字程度の博士論文準備報告書」または「査読付き学会誌・専門誌掲載の論文」を研究指導教員（主担当）に提出してください。どちらを提出するかは研究指導教員へ相談すること。
- ② 後期をもって退学する場合は 2 月末日、前期をもって退学する場合は 8 月末日までに文学研究科教務担当に「退学願」を提出してください。
- ③ ①②を行ったのち、博士後期課程教授会で承認されれば、単位修得退学が許可されます。

また、上記のうち、単位修得退学後1年以内に課程博士論文の提出および最終審査を受けることを願出する者は、以下を参照のうえ手続きを行ってください。

<申請資格>

※いずれも満たす必要があります。

- ・ 単位修得退学の要件をすべて満たす者
- ・ 博士後期課程入学後、在学期間、休学期間、単位修得退学後の期間をすべて合わせて9年以内に審査及び最終試験を受ける見込みのある者。

<手続き>

単位修得退学の手続きに加え、別途「単位修得退学に伴う学位授与申請資格認定願」(所定様式)に提出時点の「学位論文の要旨」「学位論文草稿」を添え、研究指導教員を通じて文学研究科教務担当へデータにて退学願提出期日までに提出してください。

様式は文学研究科教務担当へ請求してください。

単位修得退学後、1年以内に審査及び最終試験を受けて合格した場合、「大阪公立大学博士(文学)」の学位が授与され、学位授与日と同日に文学研究科博士後期課程を修了したこととなります。

なお、単位修得退学者が1年以内に博士学位論文の審査を受ける場合、学位論文審査料は不要です。

26. 教育職員免許状の取得

(1) 専修免許状の取得

専門分野と同一科目の教育職員一種免許状（中学校・高等学校）をもっていれば、所定の博士前期課程科目の単位を修得することにより、より専門性の高い教育職員免許状である「専修免許状」を取得することができます。

専修免許状は、修士の学位をもつことを基礎資格とし、所定の単位等を修得後、授与申請を行うことにより取得できます。所定の条件は以下のとおりです。

- ① 取得しようとする専修免許状と同一の校種・教科の一種免許状を取得していること。または、同一の校種・教科の一種免許状取得に必要な科目の単位を修得していること。
- ② 各専攻提供の専修免許状に必要な科目を、24 単位以上修得すること。免許教科（免許に記載できる専門分野）に必要な科目は、別に指示するので、履修登録締切日までに文学研究科教務担当において確認すること。

文学研究科では、原則的に、専門分野に対応している教科の教育職員一種免許状（中学校・高等学校）を取得済みであれば、自分の専門分野の博士前期課程修了に必要な単位の中で専修免許状を取得できるようにカリキュラムが組まれています。専修免許状に必要な科目は必ず確認してください。専修免許状の取得を希望する者は、大学で取りまとめて、大阪府教育委員会に一括申請します。一括申請の手続きは、学生ポータル（UNIPA）への掲載により指示します。なお、免許状は修了式の日に交付します。

専修免許状は、課程修了後、住所地等の都道府県教育委員会に申請手続き方法を確認して、個人で申請することもできます。なお、一種免許状取得に必要な科目の単位を複数の大学で修得している者で一種免許状と同時に専修免許状を取得しようとしている者は、一種免許状、専修免許状とも個人申請となります。

(2) 一種免許状の取得

教育職員一種免許状（中学校・高等学校）をもっていない博士前期課程学生は、専修免許状取得の前提となる一種免許状取得のための不足単位を、学士課程の授業科目の履修により補うことができます。

大阪公立大学・大阪市立大学以外の大学において既修得単位があり、学士課程の授業科目の履修により不足単位を補おうとする者は、必ず教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会に相談して、履修しなければならない科目を明確にしたうえで履修してください。なお、一種免許状取得に必要な科目の単位を、複数の大学で修得している者は、免許状取得条件が整った後に、各自で住所地等の都道府県教育委員会に申請してください。

履修できる学士課程の授業科目は、教職課程と博物館学芸員課程をあわせて各学期 8 科目以内ですが、大学院生が学士課程の授業科目を履修するにあたっては、各学期の最初に、所定の手続き（科目受講願の提出）を経て文学研究科教授会での許可、他学部教授会の許可を得る必要があります。なお、科目受講願の提出は、指導教員（未定の場合は専修代表）の指導を前提としているので、早めに指導教員（または専修代表）との相

談を始めてください。

全く教職課程を履修したことがなく、博士前期課程への進学を機に免許状の取得を希望する者は、教職担当及び文学研究科教務担当に年度当初に申し出て、指導を受けてください。

なお、教職課程の履修については、別に配布する「教職課程の手引」を参照してください。入学年度により履修方法等が異なる場合がありますので、留意してください。

また、博士後期課程学生についても、博士前期課程学生と同様に、教育職員一種免許状（中学校・高等学校）をもっていない場合に専修免許状取得の前提となる一種免許状取得のための不足単位を、学士課程の授業科目の履修により補うことで、教育職員一種免許状を取得することができます。

また、博士前期課程で開講している教員免許に係る科目を履修し、単位修得することにより専修免許状を取得することができます。ただし、資格取得のために博士前期課程授業科目を履修する場合、学士課程の授業科目の2倍と計算するため、教職課程と博物館学芸員課程をあわせて各学期8科目以内で履修できる学士課程の授業科目が少なくなります。たとえば、博士前期課程授業科目2科目（学士課程の授業科目4科目分に相当）を履修する場合、学士課程の授業科目は4科目以内になります。

27. 学芸員資格

大学院生が学士課程で開講している〈博物館に関する科目〉を履修し、単位修得することにより、博物館学芸員となる資格を取得することができます。詳しくは、「文学部要覧」を参考にしてください。

履修できる学士課程の授業科目は、他の資格取得のために履修する学士課程の授業科目と合わせ各学期8科目以内です。履修手続きは、別途周知します。

28. 専門社会調査士および社会調査士申請資格

人間行動学専攻の博士前期課程学生で、すでに社会調査士の資格を有する者は、以下の表に示されている専門社会調査士関連科目を履修し、単位修得することによって、専門社会調査士申請資格を取得することができます。

同専攻の博士前期課程学生で、まだ社会調査士の資格を有していない者は、次の表の学士課程開講の社会調査士関連科目（【G】科目を除く）と専門社会調査士関連科目を併せて履修・単位修得することにより、社会調査士と専門社会調査士の同時申請資格を取得することができます。

履修できる学士課程の授業科目は、他の資格取得のために履修する学士課程の授業科目と合わせ各学期 8 科目以内です。履修手続きは、別途周知します。

また、人間行動学専攻の博士後期課程学生で、すでに社会調査士の資格を有する者は、博士前期課程の専門社会調査士関連科目を履修し、単位修得することによって、専門社会調査士申請資格を取得することができます。

博士後期課程学生が、資格取得のために博士前期課程科目を履修する場合、学士課程の授業科目の 2 倍と計算するため、他の資格取得のために履修する科目と社会調査士申請資格に必要な科目をあわせて各学期 8 科目以内で履修できる学部科目が少なくなります。たとえば、博士前期課程授業科目 2 科目（学士課程の授業科目 4 科目分に相当）を履修する場合、学士課程の授業科目は 4 科目以内になります。

専門社会調査士および社会調査士関連科目一覧（2022 年度入学生より）

大学院博士前期課程

「専門社会調査士」関連科目	社会調査士資格の標準カリキュラム
社会学特殊問題研究演習 C	【H】調査企画・設計に関する演習（実習）科目
社会学特殊問題研究 B	【I】多変量解析に関する演習（実習）科目
社会学特殊問題研究 A	【J】質的調査法に関する演習（実習）科目

学部専門課程

「社会調査士」関連科目	社会調査士資格の標準カリキュラム
社会学研究法	【A】社会調査の基本的事項に関する科目
社会調査法	【B】調査設計と実施方法に関する科目
人間行動学データ解析法 1 a	【C】基本的な資料とデータの分析に関する科目
人間行動学データ解析法 2 a	【D】社会調査に必要な統計学に関する科目
社会学データ解析法	【E】量的データ解析の方法に関する科目
社会学質的研究法	【F】質的な分析の方法に関する科目
社会学実習 1・2	【G】社会調査の実習を中心とする科目

※【E】と【F】は、どちらかを選択

※年度によって科目が異なることがあるので、社会学専修代表に問いあわせること。

Ⅲ. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

令和3年12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

（研究グループの代表者の責務）

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。
 - ・ 研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
 - ・ グループ内での確認体制の構築
 - ・ グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
 - ・ グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

（研究活動）

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されうることを自覚する。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（研究対象などへの配慮）

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報の管理には細心の注意を払う。また、

動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等にあたっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起こり得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

- 18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

- 19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。

- ・ 研究倫理の確立
- ・ 研究者倫理の向上
- ・ 研究環境の整備
- ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
- ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

- 20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

- 1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

大阪公立大学大学院文学研究科

教育推進課

TEL 06-6605-2353(直通)

FAX 06-6605-3643

<https://www.omu.ac.jp/lit/>